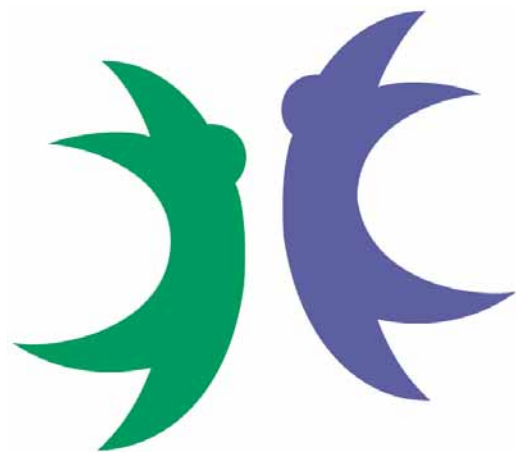


# 宅地分譲募集案内書

みずきタウン 随時募集



## 北杜市

北杜市役所建設部土地政策課  
須玉総合支所産業振興課

# みずきタウン

風が見える 虫が話す 鳥が話しかけ  
せせらぎがこたえる・・・ほくと

## 概 要

所在地	山梨県北杜市須玉町藤田地内	
用途地域	無指定	
保育園	市立須玉保育園	1.5 km
小学校	市立須玉小学校	1.7 km
中学校	市立須玉中学校	1.2 km
交通	韮崎駅よりバス	35分
	下小倉バス停下車徒歩	15分
	百観音バス停下車徒歩	16分
	須玉ICより車で	7分
上下水道	北杜市簡易水道	
	北杜市公共下水道	
ガス	L P G 個人	
その他	須玉総合支所	2.2 km
	北杜市役所	1.6 km
	市立塩川病院	1.3 km



# みずきタウン宅地分譲要項

## 1. 目 的

北杜市では、豊かな自然景観と美しい自然環境を維持、形成し、人と自然の調和を考えた宅地を分譲することで、明るく活力あるまちづくりの形成を目指しています。

## 2. 所 在 地

北杜市須玉町藤田字滝下

## 3. 区 画 数

別紙のとおり

## 4. 申込者の資格

申込者は、次の資格をすべて備えている方に限ります。

- (1) 申込者ご自身がお住まいになる住宅を建設するため、宅地を必要とする方。
- (2) 満20歳以上の方で、支払い能力のある方。
- (3) 宅地を譲り受けてから、5年以内に住宅の建築を完了できる方。
- (4) 譲渡代金および諸経費を北杜市（以下「市」という）の指定する期日までにお支払いできる方。

## 5. 譲渡の条件

- (1) 住居の用途以外に使用しないこと。
- (2) 第3者に転売しないこと
- (3) 契約締結後、5年間、次のような事項に該当するときは、催告しないで契約解除し、宅地の買い戻しを行い、違約金を徴収します。
  - ア 宅地譲渡契約書に違反したとき。
  - イ 資格を偽るなど、不正な行為により宅地を譲り受けたとき。
- (4) 宅地の引渡しの日から5年経過した後、住宅の建設を完了されていない場合は、宅地を買い戻し、違約金を徴収します。
- (5) 上記の条件について買戻特約の登記を承諾すること。

## 6. 申込み受付

### (1) 受付期間

随時募集（ただし、土、日を除く）

受付期間は、午前9時から午後5時まで。

### (2) 受付場所

・北杜市役所建設部土地政策課

山梨県北杜市須玉町大豆生田961-1

TEL: 0551-42-1361（直通）

・須玉総合支所産業振興課

山梨県北杜市須玉町若神子2155

TEL: 0551-42-1433（直通）

### (3) 申込みに必要な書類等

ア 宅地分譲購入申込書 1通

イ 住民票謄本（居住しようとする方） 1通

## 7. お申込みの際の注意事項

(1) お申込みは、区画ごとに受付しますので、十分検討のうえ、申込書に区画番号を記入して提出してください。

(2) 郵送及び電話による申込みは、一切受付いたしません。必ず本人または家族の方が持参して下さい。

(3) 申込みを受理した書類は、一切返却いたしません。

(4) 申込みの資格がない場合、虚偽の申込み等不正を行った場合の申込みは、無効とさせていただきますので、正確に記入して下さい。

(5) お申込みの際は、区画の状況、周辺の環境、交通等十分お確かめください。これらの苦情は、市では基本的に受け付けいたしません。

(6) 住宅取得の必要性が少ない方が申し込まれ辞退されますと、他に申込者の方々にたいへん迷惑が掛かりますので、十分ご検討のうえお申込み下さい。

## 8. お申し込みにあたって特にご了解願いたいこと

(1) 団地内には、電気、電話等の供給のため、電柱、支柱、支線等が設置してありますが、既存の電柱、支柱、支線等の移転、撤去はできません。

(2) みなさまが、永住の地として住みやすいまちづくりをするためには、地域社会との密接な関係が必要になりますので、全区画譲渡後、若しくは住宅建築後は、一行政区として活動していただきますのでご了解ください。

(3) 団地内には、公園（緑地帯）、街路樹などの共用施設があります。

これらの団地内の共用施設の維持、管理は、みずきタウンの住民のみな

まに行なっていただきます。(内容は、団地内の道路、緑地、植樹帯などの草取り、清掃などです)

## 9. 選考方法

(1) 申込み順に受付をし、本要項を基準に申込書類を審査し選考します。

## 10. 契約

選考後、市は譲受決定者と宅地分譲契約を締結し、市の指定期日までに、手付金として土地譲渡代金の20%相当額を納入していただきます。

- (1) 宅地分譲売買契約書
- (2) 印鑑登録証明書(本人と連帯保証人各1通)
- (3) 収入印紙

## 11. 譲渡代金の納入

- (1) 譲渡代金については、別紙譲渡価格表をご覧ください。
- (2) 譲渡代金は、北杜市の発行する納付書によって納入していただきます。
- (3) 契約時に納入日を決定しますので、市指定金融機関に納入していただきます。この場合、手付け金については譲渡代金の一部といたします。ただし、期日までに納入されない場合は、契約を解除いたします。譲渡代金が全額納入され次第、宅地の引き渡し、所有権移転登記を行います。
- (4) 納入先  
振込銀行 山梨中央銀行 須玉支店  
受取人 北杜市役所収入役

## 12. 諸経費

契約及び所有権移転登記に要する費用は、すべて譲受者の負担となります。  
(契約時の収入印紙、所有権移転登記時の登録免許税、住民票等)

## 譲渡契約時に必要な書類

- 1 . 宅地分譲売買契約書 . . . 2 通
- 2 . 印鑑登録証明書 . . . . 本人と連帯保証人各 1 通
- 3 . 印鑑 . . . . . 本人
- 4 . 収入印紙 . . . . . 契約金額 5 百万円 ~ 1 千万円以下 . 1 万円

## 所有権移転等登記時に必要な書類

- 1 . 登記承諾書 . . . . . 市指定のもの 2 通
- 2 . 印鑑登録証明書 . . . . 譲受者 1 通
- 3 . 住民票抄本 . . . . . 譲受者 1 通
- 4 . 登録免許税 . . . . . 収入印紙 (面積により額が異なります。)

譲渡代金全額納入後、所有権移転登記事務は市が代行して行います。